

愛知県都市公園条例(昭和32年愛知県条例第22号)第8条の3第4項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間の利用について適用される木曾川祖父江緑地の施設の利用料金の額を次のように承認した。

令和3年3月17日

愛知県知事 大村 秀章



施設名	区分	単位	使用料の額	承認料金
			(単位:円)	(単位:円)
庭球場 使用料		1コート2時間につき	600	630
		1コート4時間につき	1,200	1,250
		1コート8時間につき	1,800	1,880
水泳場 使用料	中学生以下の者	1人1回につき	200	200
	その他の者	1人1回につき	450	450